

防災ラジオ放送受信機（自治会への無償配布）

Q&A

※ここでいう、配布は貸与という位置づけです。

Q 1 防災ラジオ放送受信機は、誰が使用すればよいのか。

A 防災ラジオは各自治会長様のご自宅に配達しておりますが、その管理及び使用は、共助の観点から防災情報の迅速かつ正確な入手が求められる自主防災組織の長やその他防災リーダーとなられる方の使用が望ましいと考えております。

Q 2 使用者が変更となる場合は、どのような手続きが必要か。

A 防災ラジオの使用者を変更される場合は、現所有者が防災安全課に変更届を提出していただく必要があります。様式は市ホームページに掲載しておりますが、ダウンロードできない方は、防災安全課（電話 23-5337）に連絡してください。変更届の用紙を郵送します。

Q 3 なぜ、譲渡ではなく貸与なのか。

A 国の財源を活用して有利に事業実施するための要件として、防災ラジオ放送受信機を貸与する場合に限るとされているからです。

Q 4 ラジオ電波が良好に受信できない場合、どうしたら良いか？

A 防災ラジオコールセンター（0120-597-620）に電話していただきます。コールセンターでは、専属のオペレーターが個々の状況を聴取し、機器の取扱い、設置場所の変更、別売アンテナの設置等についてアドバイスを行わせていただきます。（相談状況によっては、DARAZ-FM からアドバイスさせていただく場合もございます。）

Q 5 電波受信状態が悪く、コールセンターに電話したら、別売アンテナを購入して改善するようアドバイスを受けたが、自治会が費用負担するのか？

A 防災ラジオ放送受信機は、共助の観点から被災時等において地域の防災リーダーとなられる方に有効活用していただくために無償貸与したものです。本体故障につきましては、市が無償で修理や交換をさせていただきたいと考えておりますが、防災ラジオ放送受信機の電波受信環境はその設置場所ごとに多種多様となることから、別売アンテナ等の購入及びその管理は自治会にお願いさせていただきたく存じます。

Q 6 別売アンテナの価格を教えて欲しい。

A 電波の受信状況により、ご使用していただく機器は異なります。
① 専用フィダーアンテナ 1,000 円程度（DARAZ-FM で購入可能）
② TV アンテナ分配器 3,000 円程度（電器店やホームセンター等で購入可能）

Q 7 故障したら、どこに連絡すれば良いか？

A 防災ラジオコールセンター（0120-597-620）に電話してください。機器の故障と認められる場合は、市の在庫の状況に応じ、防災ラジオを市役所で再貸与させていただきます。

Q 8 紛失してしまったら？

A 市にご相談ください。新しい防災ラジオの再貸与について検討させていただきます。紛失した防災ラジオが発見されれば、再貸与した防災ラジオを市に返還していただきます。